

連載

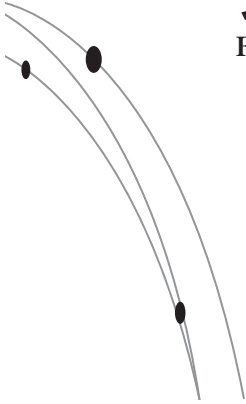
フィールド・アイ

Field Eye

スウェーデンから——②

ウプサラ大学 奥山 陽子

Yoko Okuyama



スウェーデン移住の通過儀礼？住民登録での一コマ はじめに

「スウェーデンでは個人識別番号がもらえてはじめて、人らしい生活ができる。待ち時間が長いけれど、根気よくね」。ウプサラに着任当時、同僚から言われたのを思い出す。税務署 (Skatteverket) での住民登録と個人識別番号 (personnummer) の取得。それはスウェーデンに越してきた外国人にとってのいわば通過儀礼だ。個人識別番号は日常生活のインフラだ。銀行口座を開設するにも¹⁾、決済認証システム (Bank ID) を利用するにも、モバイル決済アプリ (Swish) を利用するにも、賃貸物件斡旋サービスに登録するにも、とにかく個人識別番号が必要だからだ。

私は「人らしい生活」ができるようになるまで、とりわけ時間がかかった。コロナ禍一年目。行政手続き全般に遅れがでていた。銀行口座が開けず、給与支払いを先延ばしにしてもらっていて、貯金暮らし。モバイル決済アプリが使えず、同僚への借りもできた。賃貸物件斡旋サービスに登録できずに、徒に時間だけがたっていく。待つこと数週間、しびれを切らしていたところに漸く、一通の封書が届いた。「住民登録が済みしました。税務署まで ID を取りに来てください」。胸が躍る。まさかここからひと悶着あるなんて、誰が想像しただろう。

税務署にて

Yoko Okuyama ——封書の宛名を二度見する。なんと私の名前の綴りが違うではないか！ 嫌な予感がした。たんに封書の宛名にミスがあっただけであること

を祈りつつ、翌朝一番に税務署へ。しかし、嫌な予感というのは的中するものだ。税務署で私を待ち構えていたのは、ミススペルされた ID カード。システムにも Yoki で住民登録されているという。私の名前は Yoko だ。何とんでもこの場で訂正してもらわねば。「すみませんが、私の名前のスペルが間違っています」。「あら、さっそく改名したいんですか？ それなら手続きをご案内しますよ。今なら改名審査完了まででいたい 12 週間²⁾ くらいですね」「改名？ いいえ、私の名前は Yoko なんです。申請の時にそう書きました。そちらの打ち間違えでは？」「いえいえ、スウェーデンでは住民登録されたお名前があなたのお名前でしょう」。「そんな。私の名前は私が一番よく知っているんです。ほら、こちらが日本国発行のパスポート」。「理由が何であれ、改名手続きが必要かもしれませんね。時間が来ましたから、とりあえず今日はお引き取り下さい」と言われ、すこすこ退散。

惨敗だ。川沿いを歩きながら、頭を冷やす。遠く、銀行口座開設。続く、貯蓄を切り崩す生活。踏んだり蹴ったりである。

しかしほとぼりが冷めると、別のことが気になってきた。さっき、改名申請したいなら手続きをご案内しますよと言われたけれど。改名手続きなどできるのか。それも私のような外国籍の者が？

調べると、スウェーデンで個人識別番号を持つ者は、誰でも下の名前 (ファーストネーム förnamn) の変更を申請できるという。個人識別番号を持つ者、であるから、スウェーデン国籍の人々だけでなく、私のように外国籍の居住者も含まれる。自国での名前と異なる名前を登録することも可能だそう。なるほど。だから、パスポートの氏名と、住民登録されてしまった Yoki が異なるろうと、その場では意にかえされなかったのか。だとすると、私の名前を証明するのは、意外にも難しい。自分のアイデンティティを失いかける気分になった。

とはいえさらに調べるうちに、この制度の下で、アイデンティティを取り戻せる人もいると気づく。例えば、自分の名を自分の性に合うように変え、それが行政はじめ各種サービスで使えるようになる。これは社会生活上、大きな意義があるだろう。

夫婦同姓？ 別姓？ スウェーデンの事情

アイデンティティといえ、姓 (efternamn) に関

する規則はどうか？ 日本で選択的夫婦別氏制度の議論が高まる中、スウェーデンの事情も気になった。

スウェーデンでは、姓に関する法制度は1901年まで特になく、そもそも全国的に姓が親から子へを受け継がれるようになったのも19世紀中ごろだという。それまでは、男の子ならば、父の名前に-sson（の息子、の意）を、女の子ならば、父の名前に-sdotter（の娘、の意）をつけた姓をさずける父称（patronymiksystemet）が一般的だったようだ。たとえば、エリック・アンダーソン（Erik Andersson）さんの息子カール（Karl）はカール・エリクソン（Karl Eriksson）、その息子ペーターはペーター・カールソン（Peter Karlsson）といった具合だ（Person 1967）。

つづく1920年から1963年の間、女性は、結婚すると夫の姓を名乗ることとされた。この流れはやや意外だ。というのも1920年頃のスウェーデンは、男女普通選挙権が実現し、また夫による妻の保護支配権（målsmanskap）が廃止されるなど、女性の権利が前進した時期だからだ。姓については、当時の慣習がそのまま法制度に組み込まれるという流れだったのか、政治的妥協の産物だったのか。

しかしほどなくして（1963年改正）女性も旧姓を名乗り続けることができるようになった。さらに1982年には、夫が妻の姓を名乗ることができるなど、男女対称に選択肢が広がった。そして「より自由に選べるように」と行われた2016年の改正で夫婦の名をハイフンでつないで一つの姓にすることも認められた（Sveriges Riksdag 2016a, 2016b；Library of Congress 2016）。よって現在のスウェーデンでは、婚姻後の姓はどちらかの姓に統一してもよし（同姓）、変えなくてもよし（別姓）、また婚姻前の自分の姓の後に結婚相手の姓をつなげて良い（複合姓）。やや古いですが、手に入る資料によると、妻が夫の姓を名乗る割合が63.9%、妻・夫ともに旧姓を名乗る割合が21.1%、夫が妻の姓を名乗る割合が10.2%、妻・夫が全く新しい姓を名乗る割合が4.3%、そして妻か夫のどちらか一方が旧姓やパートナーの姓ではない全く新しい姓を名乗る割合が0.5%である（Göransson 2013）。

ちなみに、2016年の改正のもう一つの注目点は、姓名の変更審査手続きが、税務署に一元化されたことだそう（Library of Congress, 2016）。今では、決済認証システム（Bank ID）ははじめ個人識別番号が活用

されているさまざまなサービスにおいて、名前の変更手続きが一気に済む。効率的である。

おわりに

より自由に選べるように、そしてより効率的に。姓や名をめぐる法制度の変遷は、選択の自由や、ジェンダーの平等、公共サービスインフラの使い勝手という視点の交差点にありそうだ。スウェーデンの、実用性を大切にする精神が表れているようにも感じる。

^{でわのかみ}出羽守という諷刺を覚悟で言うと、日本の選択的夫婦別氏制度の導入に関しては、ジェンダー平等はもとより、公共サービスインフラの効率性という視点からも、議論が進んだらよいのではないかと。日本でもこれからはますますデジタル化と各種手続きの一元化が進むと聞く。そのための下準備はできているのだろうか。

さてはて、Yoki事件の顛末はと言うと、しばらくして「すみません、上司と相談した結果、こちらのミスと認められましたので、すぐに訂正します」と謝罪の電話が来た。無事IDカードを受け取ってからは、各種手続きは非常にスムーズであった。無事銀行口座各種を開設し、モバイル決済アプリも手に入れて、同僚に漸く借りを返したら、「まだ覚えていたのか、律儀な奴だな！」と笑われたが「スウェーデンによるこそ」と祝福もされたのであった。

- 1) サービスが制限されるようだが、パーソナルナンバーなしでも開設できる銀行もある。とくに留学生向けにそのようなサービスを設けているところもある。
- 2) 通常はもっと早いようである。

参考文献

- Göransson, I. (2013) "Brudpar överger namntradition," SCB 2013 : 38.
- Library of Congress (2016) Sweden: New Law Regulating Names Adopted.
- Person, H. A. (1967) "The Swedes and their Family Names," *Scandinavian Studies*, Vol. 39, No. 3, pp. 209-248.
- Sveriges Riksdag (2016a) En ny lag om personnamn [A New Law on Personal Names].
- (2016b) Lag om personnamn [Law on personal names].

おくやま・ようこ 2020年5月にエール大学にてPh.D.（経済学）取得。2020年9月よりスウェーデン・ウプサラ大学経済学部助教授。主な論文に“Empowering Women through Radio: Evidence from Occupied Japan”（2021）。専門はジェンダー格差の実証経済研究。